

★新規出店・店舗のリニューアルに要する経費の一部を助成します★

小矢部市まちなか等振興事業補助金

補助対象者 (次のいずれかに該当する事業主)

- 空き店舗等または空き地を利用して新規出店する人
 - 10年以上継続して営業を行っている店舗をリニューアルする人
- ※新規出店、リニューアル共に都市計画用途地域内であること

対象業種

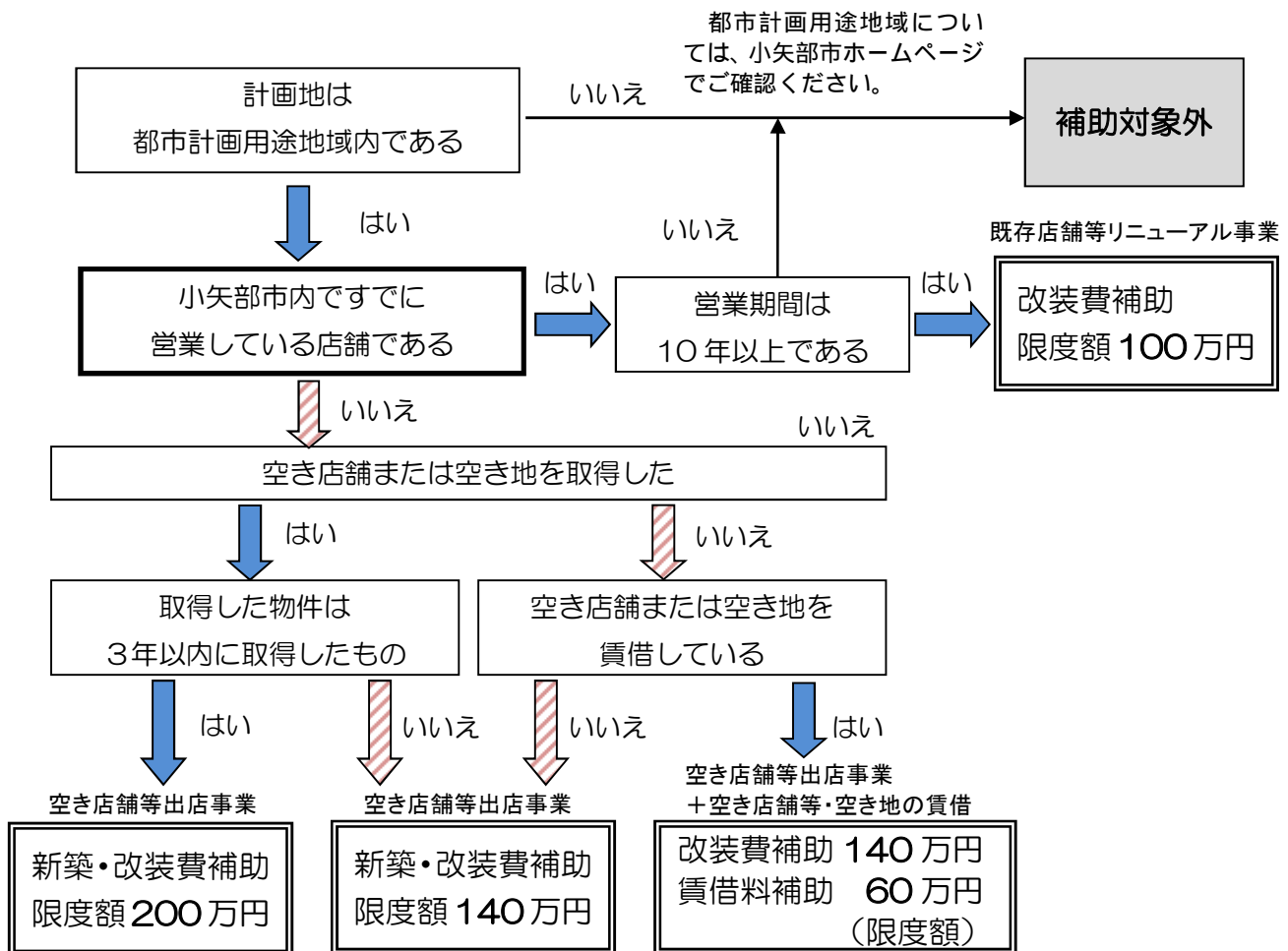
- 小売業 □宿泊業 □物品賃貸業 □飲食サービス業 (酒場、スナック等除外)
- 技術サービス業 □生活関連サービス業 □教育、学習支援業 □医療・福祉

補助金額

補助対象経費	補助率	限度額
空き店舗等・空き地を利用した出店に要する経費 (店舗等取得費、新築・改装費)	1/2	店舗等の取得を伴う場合 200万円
		店舗等の取得を伴わない場合 140万円
店舗賃借料 (敷金・礼金等を除く)	1/2	5万円/月×12か月分=60万円
既存店舗のリニューアルに要する経費	1/2	100万円

※平成28年度より、小矢部市内の事業者で施工された工事のみが補助対象経費となっています。

※解体費用など補助対象外となる経費もありますので、詳しくはお問い合わせください。



補助要件については裏面で必ず確認を！

補助要件

（新規出店の場合について）

- 小矢部市商工会の出店同意を得ること
- 小矢部市商工会その他支援機関等が実施する経営指導等を受けていること

（営業日等について）

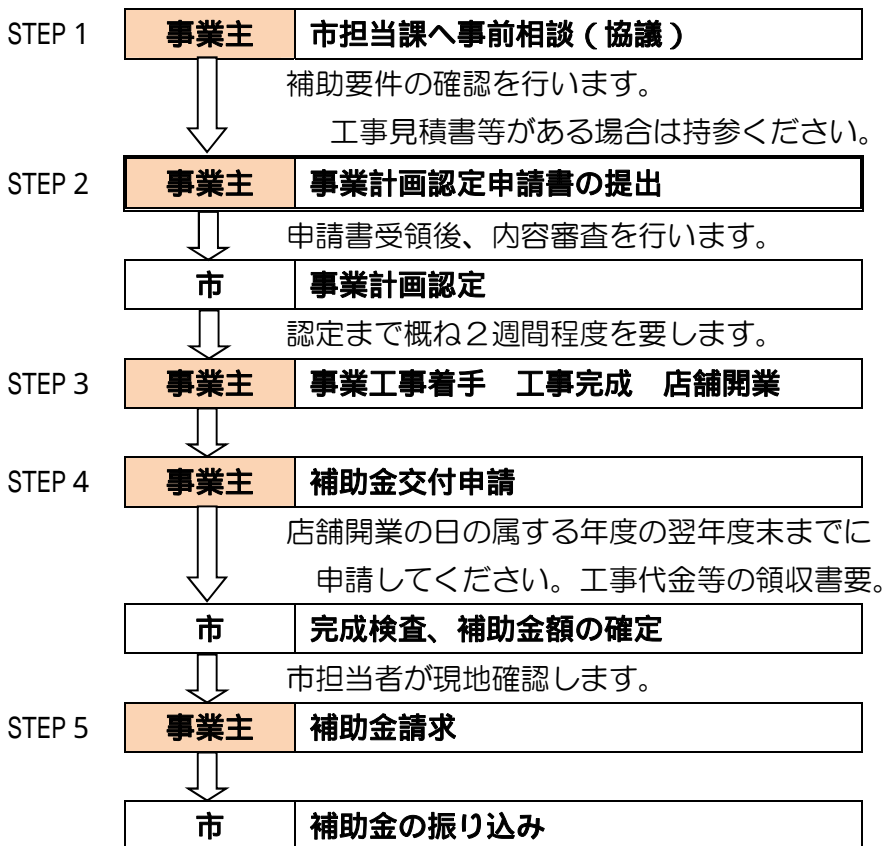
- 補助金の交付を受けてから3年以上事業を継続すること
- 店舗の営業が週4日以上（民泊の場合は、年180日以内）であり、営業時間が午後5時以降のみでないこと

（その他）

- 納期限の到来した市税を完納していること
- 小矢部市が交付する他の補助金の交付を受けていないこと
- 業務に必要な許認可等を受けていること
- 暴力団体等に関する法律に規定する団体の構成員等でないこと
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する業種でないこと
- 公害防止、防犯防止、交通安全対策について適正な措置がなされていること

（注意）上記の要件に違反した場合、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に支払われた補助金の一部または全額について返還を求めることがあります。

手続きの流れ



（注意）
「事前相談」、「事業計画認定申請」は工事着手の1か月前までに行ってください。
工事着手後の申請は、受け付けできません。

（注意）
賃借料補助の補助金交付申請は、開業日の翌月から起算して12か月分の賃借料支払い後になります。



制度及び申請に関するお問い合わせは

気軽にお問い合わせください！

小矢部市産業建設部商工観光課

TEL 0766-67-1760（代表） FAX 0766-67-1567